

東北大学狩野文庫蔵『箏曲示例』をめぐって

野川美穂子

はじめに

一 『箏曲示例』の概要

1 書誌

2 成立の経緯

二 江戸期の箏譜における『箏曲示例』の特性

1 収録曲

2 記譜法

三 『乱曲新譜』について

1 「乱曲新譜凡例」

2 「乱曲新譜目録」

四 『箏曲示例』の楽譜

1 《大和文》

2 《篝火》

おわりに

はじめに

地歌・箏曲は、楽譜、歌本などの文献資料を比較的多く有する種目である。また、それらを史料として活用する便宜を目的に、翻刻や影印も紹介されてきた。しかし、本論でとりあげる東北大学附属図書館狩野文庫蔵『箏曲示例』については、公刊されず、東北大のみの所蔵である事情に起因して、内容はもちろん書名すら取り上げられない¹⁾。狩野文庫は、たとえば、山田流箏曲最古の歌本『屋万田能穂並』(一八〇〇・寛政一二)、山田検校の組歌《初音の曲》を初めて収録した『増訂撫箏雅譜集』(一八五三・嘉永六)など、山田流箏曲史研究における貴重な資料の所蔵で知られている。『箏曲示例』に収録される内容は地歌系箏曲を中心とするが、前述資料と同様に、狩野文庫蔵本の価値を充分に發揮するものと言える。地歌史、箏曲史研究における資料的価値は高いと考え、ここに紹介することにした。

一 『箏曲示例』の概要

1 書誌

原本所在…東北大学附属図書館狩野文庫。配架番号「5/30236/1」。

『国書総目録』には同文庫蔵本以外の記載がなく、他の伝本の所在は確認できていない。
形状…写本一冊。袋綴。二七〇ミリ×一九三ミリ。本文一九丁。

藍鉄色表紙。長形無郭の書題簽「箏曲示例」(一七三ミリ×三二ミリ)を左上に貼付。

内容…一丁オウウ 「箏曲示例序」。藤野深蔵による一八三五年（天保六）の序文（「天保乙未秋九月」）。

二丁オウ三丁オ 「乱曲新譜目録」。

三丁ウウ五丁ウ 「乱曲新譜凡例」。

六丁オウ一八丁ウ 楽譜。四周太草郭。上欄（四六ミリ）。每半葉八行（うち四行の界幅は狭い）。界高二〇

四ミリ。界幅は三四ミリと五ミリの二種。版心に上魚尾。

六丁オウ一二丁オ 《大和文》（一二丁ウは界のみで、譜なし）

一二丁オウ一八丁オ 《篝火》（一八丁ウは界のみで、譜なし）

一九丁オ 「彈箏新譜篇目」。

一九丁ウ 著者小島耕叟による一八三六年（天保七）の奥書（「天保第七丙申五月」）。山田良女に

与えた旨を記す。末尾に「耕」「叟」の朱印。

2 成立の経緯

前項に記したように、『箏曲示例』（以下「本書」と略す）は、一八三五年（天保六）の序文と翌年の奥書を有する箏曲の楽譜集である。著者の小島耕叟（序文には「島耕叟」とある。以下「耕叟」と略す）と本書の成立の経緯については、耕叟の友人という藤野深蔵の序文に次のように紹介されている。

〔原文〕

箏曲示例序

友人島耕叟博学多能最解音律其少也頗「好箏遠尋其師授受甚力矣寄著彈箏新譜」其書以十六節為綱以四十三名為目結

構」緻密用意深切此以魯鈍闇聾如予輩展玩」之輒耳為之清矣況少知絃上趣者視之即「一目瞭然悟其妙境欲梓之者久之卷帙浩」瀚而無力償其費僻鄉亦無助梨棗之資者」故今但刻其凡例及歌二曲公諸四方夫耕」叟之於此伎唯其年少嗜好耳非夫秘之巾」箱傳之子孫誇之售之者儔故同志之徒」欲騰寫之者不論鄉里之遠近不謂相知之」生熟來請者与之無拒矣是耕叟之志願云」爾乃題數言以為序天保乙未秋九月

藤野賈深藏識

〔読み下し文〕³⁾ (句読点、ルビ、送り仮名を適宜追加)

箏曲示例序

友人島耕叟、博學多能にして最も音律を解す。其れ少し。頗る^{すこぶ}箏を好み、遠く其師を尋ね、甚しき力を授受せり。寄て彈箏新譜を著す。其の書、十六節を以て綱と為し、四十三名を以て目と為す。結構緻密にして用意深切。此を以て、予輩の如き魯鈍闇聾、之を展玩すれば、輒^{すは}ち耳之が為めに清めり。況んや絃上の趣を少しく知る者をや、之を視れば即ち一目瞭然にして其の妙境を悟る。之を梓に欲するは久しくして、卷帙浩瀚、其の費を償^{つぐな}う力無し。僻郷^{へんきやう}また梨棗^{りさう}の資^{もとして}を助くる者無し。故に今は但だ其の凡例及び歌二曲を刻み、諸を四方に公にするのみ。夫れ、耕叟、此の伎にては、唯だ其の年少^{わか}きが嗜好するのみ。夫れ、巾箱に之を秘し、子孫に之を傳へ、之を誇り、之を售^うる者の儔^{たぐひ}にあらず。故に同志の徒、之を騰写せんと欲する者は、郷里の遠近を論せず、相知の生熟を謂はず、来りて請ふ者に之を与えて拒むこと無し。是れ、耕叟の志願を云ふのみ。乃ち數言を題し、以て序と為す。天保乙未秋九月

藤野賈深藏識

著者の耕叟および友人の藤野深蔵の略歴については不明である。序文には、耕叟は遠方の師匠について箏曲を学び、

『彈箏新譜』を著したと紹介されている。この『彈箏新譜』の所在はわからない。内容については、本書一九丁才に、「彈箏新譜篇目」と題して、次のように紹介されている。

〔一九丁才〕

彈箏新譜篇目

一 一部新譜

五卷

右箏曲一部四十二曲并四季ノ組スベテ四十六曲ヲ記ス

二 部外新譜

一卷

右箏曲一部ノ外唯授一人ノ秘曲ヲ記ス

三 乱曲新譜

八卷

右乱曲ヲ記ス 通計八十曲

已上三部十四卷

これによれば、『彈箏新譜』は、『一部新譜』（全五卷）、『部外新譜』（全一卷）、『乱曲新譜』（全八卷）の三部で構成される大部な楽譜集であつたらしい。まさに「巻帙浩瀚」である。『彈箏新譜』、『一部新譜』以下の部名に共通する「新譜」という表現には、この楽譜集に対する著者の意気込みが感じられる。『一部新譜』の「一部」とは、たとえば一七九五年（寛政七）付「安村流箏一部免状」の記載にあるように、箏組歌を示す。「四十二曲」とする曲数は、『撫箏雅譜大成抄』（一八一二・文化九）序文に記された組歌の総数「四十二曲 砧は此外なり」の記述と符号する。

「四季ノ組」は、『歌曲時習考』（一八一八・文政二）に詞章が掲載され、同書の「生田流琴組目錄 市浦檢校訂正」に表組の「新組」として紹介される《若菜（春）》《橘（夏）》《七夕（秋）》《榊葉（冬）》、計四曲の総称であろう。『箏曲楽譜組歌全集』（佐藤正和編、一九四一）によれば八重崎檢校の作と伝えられる作曲年代の新しい組歌であり、それゆえに『一部新譜』における追記の扱いに至ったものと推測できる。『部外新譜』には、箏組歌の秘曲が扱われ、著者が秘曲の伝授をうけ得る状況にあったことがわかる。『乱曲新譜』については本書二丁オ～三丁オに収録曲の目錄が掲載されており、そこに挙げられた曲名から判断して、箏組歌以外の箏曲を「乱曲」と称している。「乱曲」という表現は、たとえば一六九四年（元禄七）に明暗寺より出された『本則弟子江申渡定』に見られる。^⑥「尺八の手本曲を可為修行、乱曲吹候事不相成候、勿論指南所者不申及、於面々之宅、尺八を琴三味線合候儀急度停止申付候事」とあり、尺八の外曲に相当する意味で「乱曲」を用いていると推定できる。本書における「乱曲」についても、三弦曲からの移曲、三弦との合奏が行われる曲といった意味がこめられていると推測するが、これについては、後述する。

以上の『彈箏新譜』は、前掲序文にあるように、渴望されながらも、資金不足により公刊されることはなかった。そのため、とりあえずは、『彈箏新譜』の凡例と《大和文》《篝火》の二曲のみを「刻し」「四方に公にする」ものとして、本書が成立した。この「刻」「公」という表現が、版本としての公刊を示すものであるかは定かでない。狩野文庫蔵本は、東北大の目録では「原本」として扱われる写本である。奥書末尾にある耕叟自身の朱印、墨付きの状況から判断して、私見も同様である。ただ、奥書には次のようにある。

〔奥書〕

瀧溪 小島耕叟著

天保第七丙申五月與山田良女

著者耕叟は、謄写を希望する者がいれば、出身地の遠近、知己であるか否かを問わず、快く写し与えていたことが、序文に紹介されている。この記述は『彈箏新譜』の謄写に対する度量の大きさと読みとれるが、抜粋である『箏曲示例』に対しても同様であったに違いない。著者自身から山田良女に授けるものとして狩野文庫蔵本が成立したことは奥書より明確であるが、その一方で、藤野深蔵による序文が山田良女ただ一人への授与を前提に執筆されたとも思われない。したがって、版本であるか否かを問わず、『箏曲示例』の原本が別であり、その正統なる転写本が狩野文庫蔵本である可能性もある。ほかに伝本が存在しない状況ゆえ、ここでは可能性の一つとして提示するに留める。

二 江戸期の箏譜における『箏曲示例』の特性

1 収録曲

本書には《大和文》と《篝火》の楽譜が掲載されている。『彈箏新譜』では『乱曲新譜』初篇の収録曲とされる二曲であり、地歌系箏曲に属する。地歌系箏曲を対象とする点は、江戸期の箏譜として極めて貴重である。

ここで簡単に、江戸期の箏譜の系譜を振り返っておこう。まず、近世箏曲における最古の記譜は『糸竹初心集』(一六六四、寛文四)中巻に見られるが、『すががき』《りんぜつ》《あふみおどり》《小倉おどり》《(同) あひの手》《伊勢おどり》《芳野の山》《すげ笠ふし》《ころくぶし》《しばかきぶし》《鹿おどり》《(同) あひの手》《おか崎》《かぞへうた》《かいどうくんだり》を収録し、初心者向けの独習書という性格に即して、当時の流行歌謡が対象であった。唱歌ともなる技法と弦名を文字で記すもので、音価は明確でない。その後、一六八二年(天和二)の『ことくみ』⁷⁾、一六九五年(元禄八)の『琴曲抄』、同年の『峰のまつ風』⁸⁾において、歌い出し部分のカケ爪を詞章に添え書きする技法注記式の楽譜が刊行された。この技法注記式の楽譜は、『琴の指南抄』(一七〇一・元禄一四)、『撫箏雅譜集』

(一七五四・宝曆四。序文／一七五五・宝曆五)、『琴曲洋囀集』(一七八七・天明七)、『箏曲新譜』(一七九九・寛政一一)、『清箏緑雲抄』(一八一三・文化十)、『撫箏雅譜大成抄』(一八一二・文化二)に受け継がれていくが、いずれも箏組歌を扱う。一方、右手法や左手法、指使いなどを示す補助記号を併記して、旋律の全てを弦名により逐次記譜する楽譜としては、『琴曲指譜』(一七八〇・安永九。序文／一七七二・明和九)と『箏曲大意抄』(序文／一七七九・安永八。跋文／一七八二・天明二)が代表である。やはり箏組歌の楽譜を扱う。後者の記譜は、山田流箏曲を収録する『山田校校作品集(仮称)』(一八〇九・文化六)と、箏組歌を収録する『箏曲復古抄』(一八二一・文政四)と、箏組歌付物《砧》を収録する『山田の落穂』(一八二五・文政八)、光崎校校の《秋風の曲》を収録する『箏曲秘譜』(序文／一八三七・天保八)に踏襲された。なお、『砧』の譜には『弥之一藏版砧の譜(仮称)』(一八二一・文政五)もあるが、これは唱歌に弦名を傍記する簡略な記譜による。

このように箏組歌を対象とする箏譜が多い中、地歌系箏曲を扱う箏譜として、『花のひびき』(一八〇九・文化六)と『千重之一重』(一八三三・天保四)が従来評価されてきた。ここに、本論で扱う『箏曲示例』が加わったことになる。

〔表一〕に、この三書において楽譜化された箏曲の一覧を示す。最も曲数の多い『千重之一重』収録曲を左端列に置き、各書における収録箇所(巻名と収録順)と曲名表記を対照した上で、それらの三弦譜を収録する江戸期の楽譜名も併記した。[*]は後述する「乱曲新譜目録」掲載曲である。「(本・替)」とあるのは、「乱曲新譜目録」に本手と替手の二種が掲載されていることを示す。《松虫》については、「乱曲新譜目録」の《虫の音》と同曲とみなした。この「乱曲新譜目録」と『千重之一重』収録曲の関係については、後述する。

〔表一〕で本書の収録曲を見ると、『大和文』は『千重之一重』にも重出するが、『篝火』は本書以外に掲載されていないことがわかる。《篝火》の伝承は現在になく、本書の楽譜によって唯一、その旋律を知ることができた。

表1 江戸期の箏譜における箏曲一覧（箏組歌および山田流箏曲を除く）

* は「乱曲新譜目録」に曲名が掲載されるもの

千重之一重		花のひびき	箏曲示例	三弦譜	
卷之一	1	高砂		三絃独稽古	
	2	なのは			
	3	四の袖	2 よつのそで	音曲力草	
	4	くろかみ		三絃独稽古	
	5	水鏡			
	6	まんさい			
	7	鉄輪		*	
	8	あふひの上		*	
	9	神楽			
	10	やへかすみ		* (本・替)	
	11	夏景色		*	
	12	ふゆくさ		*	律呂三十六声
卷之二	1	裂盡		*	
	2	出口柳		*	
	3	やまとぶみ		1 やまとぶみ *	
	4	哥恋慕		*	
	5	松虫		* (《虫の音》)	
	6	あづさ		* (本・替)	
	7	木遣		*	
	8	逆六段清攪		*	
	9	浮舟ばなし		*	
	10	すゑのちぎり		*	
	11	四季のながめ		*	
	12	里の暁		*	
卷之三	1	関盡		* (本・替)	
	2	浮寝		*	
	3	もみちづくし		*	絃曲大榛抄
	4	東獅子		*	三絃独稽古
	5	さかの春		*	
	6	玉河		*	
	7	道成寺		*	
	8	かまくら八景		* (本・替)	
	9	うちめぐり		*	

表1 (つづき)

*は「乱曲新譜目録」曲名が掲載されるもの

千重之一重		花のひびき	箏曲示例	三弦譜
卷之三	10 玉の臺		*	
	11 西行桜		*	
	12 越後獅子		*	三絃独稽古
卷之四	1 袖の露			絃曲大榛抄
	2 こすのと			
	3 顕草			
	4 みづの音			
	5 花の旅			
	6 ゆき	10 ゆき		
	7 青葉			絃曲大榛抄
卷之五	1 八嶋			
	2 同 替手		*	
	3 山姥			
	4 同 替手		*	
	5 さくらづくし			律呂三十六声
	6 同 替手		*	
	7 邯鄲		*	
	8 同 替手		*	
	9 こむくわい		*	
	10 同 かへ手		*	
	11 貴船		*	
	12 同 替手		*	
	13 六段れんぼ		*	
	14 同 かへ手		*	
		1 くちきり		
		3 露のてふ		
		4 かくれんぼ		
		5 ねやのふみ		
		6 ゆかりのつき		音曲力草、三絃独稽古
		7 さとのみやこ		
		8 たきつくし	*	
		9 いそのわかめ		
			2 籥 火 *	

◇体裁

〔図版1〕〔図版2〕にあるように、冒頭の上覧に、曲名と手付者、箏の調弦が記されている。調弦名は『篝火』にのみ記されているが、これは『大和文』が平調子であることによる。後述の凡例によれば、平調子の場合の調弦名は省略される。手付者については「絃」と「線」に分けており、「線」は原曲地歌三弦旋律の手付者、「絃」は箏旋律の手付者である。箏旋律の手付者を明記する例は『千重之一重』にも見られるが、同書では三弦旋律の手付者を併記しない。併記例は一八七〇年（明治三）の歌本『新うたのはやし』に見られるが、本書が先行することになる。

楽譜部分は、界幅の細い行と太い行の二行を一行として、半葉に四列で構成されている。細い行には歌の譜、太い行には、右から順に、箏の弦名、左手で拍子を打つ箇所を示す付点、詞章を示す。詞章のない間奏部には、掛合における対応旋律を箏

大和文

弦河原守檢校
兼山密技

図版1 《大和文》冒頭（『箏曲示例』六丁才）

の弦名と唱歌（「チリチン」など）を用いて併記する部分もある。

◇音 高

箏の旋律、歌の旋律ともに、箏の弦名による。歌については、詞章の左に「甲」「乙」と傍記して、音域についても指定する。

地歌・箏曲譜における歌の旋律の記譜としては、箏譜『山田檢校作品集』（ごく一部のみ）、三弦譜『絃曲大榛抄』（二八二八・文政一一）、箏譜『千重之一重』（卷之四のみ）があり、本書はこれらに継ぐ。このうち『山田檢校作品集』では十二律の音名を用いるが、『絃曲大榛抄』『千重之一重』と本書は弦名を用いており、これは現行の三弦譜、箏譜に踏襲された。なお、本書における歌の記譜は旋律の全てに対して施されていない。現行の歌との比較および旋律の流れから類推して、フレーズの開始音、箏の旋律と離れる音など、注意すべき部分を中心に記譜されている。

◇左手で拍子を打つ箇所

左手で拍子を打つ箇所の指定については『箏曲大意抄』や『千重之一重』にもある。『千重之一重』の凡例には

箏火
半重并調
第八重并調
第九重并調

六	七	八	九	十	十一	十二	十三
、	、	、	、	、	、	、	、
七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
、	、	、	、	、	、	、	、
八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
、	、	、	、	、	、	、	、
九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六
、	、	、	、	、	、	、	、
十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
、	、	、	、	、	、	、	、
十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八
、	、	、	、	、	、	、	、
十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九
、	、	、	、	、	、	、	、
十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
、	、	、	、	、	、	、	、
十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一
、	、	、	、	、	、	、	、
十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二
、	、	、	、	、	、	、	、
十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三
、	、	、	、	、	、	、	、
十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四
、	、	、	、	、	、	、	、
十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五
、	、	、	、	、	、	、	、
十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六
、	、	、	、	、	、	、	、
二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七
、	、	、	、	、	、	、	、
二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八
、	、	、	、	、	、	、	、
二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九
、	、	、	、	、	、	、	、
二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
、	、	、	、	、	、	、	、
二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一
、	、	、	、	、	、	、	、
二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二
、	、	、	、	、	、	、	、
二十六	二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三
、	、	、	、	、	、	、	、
二十七	二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四
、	、	、	、	、	、	、	、
二十八	二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五
、	、	、	、	、	、	、	、
二十九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六
、	、	、	、	、	、	、	、
三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七
、	、	、	、	、	、	、	、
三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八
、	、	、	、	、	、	、	、
三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九
、	、	、	、	、	、	、	、
三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十
、	、	、	、	、	、	、	、
三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一
、	、	、	、	、	、	、	、
三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二
、	、	、	、	、	、	、	、
三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三
、	、	、	、	、	、	、	、
三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四
、	、	、	、	、	、	、	、
三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五
、	、	、	、	、	、	、	、
三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六
、	、	、	、	、	、	、	、
四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七
、	、	、	、	、	、	、	、
四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八
、	、	、	、	、	、	、	、
四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九
、	、	、	、	、	、	、	、
四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十

図版 2 《箏火》冒頭（『箏曲示例』一二丁才）

「ウ」の記号を設定し、「打所組は多けれども哥には定めなし。うちてよき所もあれば心にまかすべしとてしるしばかりあらはし置也」(ルビは原文による)と説明している。しかし、実際の楽譜部分には「心にまかすべし」という意識を反映して、省略されている。すなわち、たとえば『箏曲示例』の《大和文》には実に一七二箇所にあぶ付点を数えるが、『千重之一重』の同名曲には一箇所のみ指定もない。『千重之一重』の説明にあるように、左手で拍を打つべき箇所の厳密度は高くなかったと推定するが、拍を守っての演奏を助ける付点を詳細に示す『箏曲示例』には、一般教習者への便を図ろうとした姿勢が強く窺われる。

◇音 価

箏譜における音価の記譜は、拍を枠で示す『琴曲指譜』と拍を丸印で示す『箏曲大意抄』において飛躍的に進歩し、以後の楽譜に影響を与えた。『琴曲指譜』方式は『千重之一重』に受け継がれ、『箏曲大意抄』方式は『山田検校作品集』『箏曲復古抄』『箏曲秘譜』に受け継がれている。『花のひびき』は枠上に詞章を記して弦名を傍記する『絃曲大榛抄』に類した方法を採用。音価に対して曖昧な箏譜としては、『糸竹初心集』、技法注記式の諸譜、『弥之一蔵版砧の譜』に加えて、『山田の落穂』がある。この『山田の落穂』は『箏曲大意抄』にならって刊行されたものでありながら、丸印を省略する形式のものである。『箏曲示例』は、一見、これに似ている。しかし、『山田の落穂』が「拍子当たりが明確でないために、『箏曲大意抄』に比して精確度を欠く」のに対し、本書では、かなりの精確度で音価を推定できる。手掛かりとしては弦名の字間、左手で拍を打つ前述の付点を挙げられるが、そのみではない。《大和文》の楽譜を現行伝承に对照してみると、各拍に対する譜面上の長さが一定に保たれている事実が判明した。弦名等を料紙に書く際に、各拍に対応する枠や丸印を記す別紙を下に挟んだか、定規を用いたか、何らかの工夫が行われたと推測する。

◇補助記号

右手法、左手法、速度変化、声の音域、息継ぎなどを、文字による補助記号を用いて示す。奏法の表記については

『箏曲大意抄』に一致するものが多い。ただし、『箏曲大意抄』では弦名の右に添え書きするのに対し、本書では左に記す。詳細は事項に述べる。

三 『乱曲新譜』について

前述のように、本書には、『彈箏新譜』の一部をなす『乱曲新譜』収録曲の一覧（『乱曲新譜目録』）と記譜法に関する凡例（『乱曲新譜凡例』）が紹介されている。伝本所在不明のため『乱曲新譜』の詳細はわからないが、目録と凡例のみでも十分に史料として有用である。

1 「乱曲新譜凡例」

「乱曲新譜凡例」末尾にある付記には「右ニ挙ル凡例ヲ暗記シ絃上ニ於テ三復熟習セハ師授ヲ待スシテ箏曲の妙境ニ至ルノ奇書ナリ 今二曲ヲ例シテ以テ通篇ノ體裁ヲ示ス」とあり、『大和文』《篝火》の楽譜に続く。前述のように、この二曲は「乱曲新譜目録」に掲載されており、記譜法も概ね凡例と一致する。本書の楽譜が『乱曲新譜』の楽譜と同一であるとは断定できないが、その可能性は高い。

「乱曲新譜凡例」の構成は、次の通りである。

- (1) 手法や速度等に関する説明（「右手」「左手」「雑」）
- (2) 楽譜の体裁に関する説明
- (3) 拍子に関する説明（「拍子」）

- (4) 箏の調弦および合奏時における他パートとの音高関係〔調子〕
 (5) 凡例への付記 * 前掲

(1) 手法や速度等に関する説明

「右手」一〇種、「左手」一〇種、「雑」二三種が示され、「已上四十三標」と結んでいる。右手法と左手法は『箏曲大意抄』に類似し、左手法の記号もほぼ一致する。「表2」に、『乱曲新譜』の手法を『箏曲大意抄』『千重之一重』に对照して示した。对照するにあたっては、それぞれの手法に対する説明を根拠とした。

「雑」には、速度変化に関するもの、リズム・拍に関するもの、歌に関するものが含まれている。分類して示すと、次の通りである。多くの記号の使用によって、現行箏譜に匹敵する、あるいはそれ以上とも言える細かい指示が可能になっている。

〔速度変化に関するもの〕一〇種

- 急 ハヤメ
 緩 シヅメ
 急ム 少シハヤム
 緩ム 少シシズム
 漸急 ダンくハヤム
 漸緩 ダンくシズム但シ一曲ノ終リハ常例ナルユヘ記サス
 急緩 一タンハヤメテ次第二シズム

表2 《乱曲新譜》における手法

	乱曲新譜	箏曲大意抄	千重之一重
右手法	連 レン	連	裡聯 うられん
	輪連 ワノレン	輪連	輪なれん わ
	引連 ヒキレン	引連	引れん
	引捨 ヒキステ	引捨	引すて
	流爪 ナガシツメ	流爪	ながし
	摺爪 スリツメ	摺爪 スリ爪	うらずり
	排爪 スクヒツメ	排爪 スクヒツメ	裡爪 うら爪
	剗爪 ワリツメ	剗爪 ハリ爪	わり爪
	散爪 ハキツメ	散	横爪
	波帰 ナミカヘシ	波帰	波がへし

*『箏曲大意抄』には、ほかに「拘爪」「半拘」「早拘」「搔手」「合爪」「押合爪」「半引連」もある。

*『千重之一重』には、ほかに「平爪」「かきあはず」「もろびき」「五搔」「早搔」「晩搔」「まはし爪」もある。

	乱曲新譜		箏曲大意抄		千重之一重
	手 法	記号	手 法	記号	手 法
左手法	ヲシトマル	エ	掩 押トマル音	エ	ひきたる跡をおす
	ヲス	ア	押 ヲシイロ	カ	一重ぎん 押色
	ツク	シ	控 ツキイロ	シ	つき色
	ヒク	ユ	臈 ヒキイロ	ユ	ひき色
	ユル	ヨ	揺吟 ユルイロ	ヨ	押揺 おしゆり
	ヒゞキヲヲス	ケ	押響 ヒゞキヲヲスイロ	ケ	ひきたる跡をおす
	ヲシテハナス	ハ	押放 ヲシテハナスイロ	カハ	押はなし
	ヲモクヲス	チ			二重ぎん つよく押
	ヲモヲシヨリ又ータンヲモクヲス	チ			

*『箏曲大意抄』には、ほかに「重押」(ヲシトメテマヲス音：記号「ウカ」)もある。

*『千重之一重』には、ほかに「かけ押」「ひきてやがて押はなし」「添色」もある。

緩急 一タンシツメテ次第第二ハヤム

止 シツメハヤメ是迄ニテ止ル

「 緩急トモニ此印アルハ其トコロ切ノ緩急ナリ

〔リズム・拍に関するもの〕五種

早 手ハ急ニシテ拍子急ナラサルナリ

静 手ハ緩ニシテ拍子緩ナラサルナリ

止ル 延拍子早拍子トモコレ迄ニテ止ル

、 左手ニテ拍子ヲ打

― 弾キツメルトキノコロビ

〔声に関するもの〕八種

甲 三ヲ弾シテ八ノ声ニテウタフ類

乙 八ヲ弾シテ三ノ声ニテ謡フ類

止ム 甲乙是迄ニテヤム

迄 此処マテ上ノ絃ノ声ニテウタフ

引 此処マテフシヲ引テウタフ

切 息ツギ

ン ノムフシ

・ フシノ傍ニ此印アルハ甲ノ声ナリ

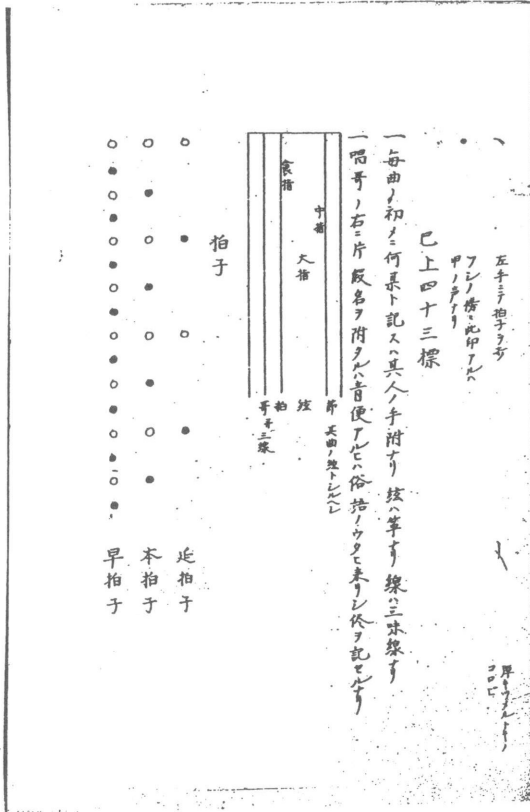
(2) 楽譜の体裁に関する説明

〔図版3〕の通りである。《大和文》《篝火》の楽譜と同じ体裁である。「節」は歌の旋律、「絃」は箏の旋律で、右から中指、親指（「大指」）、人差指（「食指」）の順に列を区別して、指使いを示している。

(3) 拍子に関する説明

拍子を「延拍子」「本拍子」「早拍子」に分類し、「図版3」のように、白丸と黒丸を用いて図示する。さらに、「右

白圈ハ陰拍子黒点ハ陽拍子ナリ
今此書ハ組ノ常例一行八拍子
一紙八行 陽拍六十四コレニ陰
拍ヲ加ヘテ スベテ百八拍子ヲ
以テ法トス 其陰陽二拍ノ間ヘ
五絃弾クヲ以テ繁手ノ極トス
是ヲ弾キツメルト云フナリ 本
延早三拍子トモ皆同シ」と説明
する。「陽拍六十四」とは、箏
組歌の各一歌の長さが六四拍子
（二二八拍）であることに対応
したものであるが、表間（「陽
拍」と裏間（「陰拍」）の合計



図版3 「乱曲新譜凡例」楽譜の体裁と拍子に関する図
（『箏曲示例』四丁ウ）

を「百八拍子」とする記述は矛盾している。『乱曲新譜』原本からの書写時における誤写ではないかと推測する。「延拍子」「本拍子」「早拍子」は演奏時における拍の間のとり方を区別する用語である。「大間」「小間」「早間」などと同類語と考えてよい。

(4) 箏の調弦および合奏時における他パートとの音高関係

平調子を「本調子」と称して、「雲井調」「半雲井調」「中空調」「半中空調」の各調弦を、「本調子」からの弦の移動によって示している。「雲井調」が現行の生田流名称の本雲井調子である以外は、現行の同名の調弦と一致する。続いて、三弦と合奏する場合の箏と三弦の音高関係、箏二面での合奏における両者の音高関係の説明がある。現行と同様である。最後に「本調子」の場合には、楽譜冒頭への記載を省略する旨が記されている。

2 「乱曲新譜目録」

「乱曲新譜目録」に掲載される曲の一覧を〔表3〕に示す。

(1) 〔表3〕の凡例

曲名表記は「乱曲新譜目録」の通りとした。曲種欄は「現存する地歌・箏曲の曲目総覧」(宮城会『支部便り』一八号、一九九一年二月。以下「総覧」と略す)に従った。¹²⁾()内には、「寛延以降地歌唄本総合索引」(『日本音楽とその周辺』音楽之友社、一九七三年。以下「索引」と略す)に、「総覧」と異なる記載がある場合、または異なる記載を併記する場合に、その曲種名の冒頭一字を記した。曲種欄に「×」とあるものは廃絶曲である。手付者名は「索引」に従った。「・」に続いて記される人名は、箏旋律の手付者を示す。曲名に「替」とある場合の三弦手付者名は

表 3 「乱曲新譜目録」掲載曲一覧

篇, 曲順	曲名	曲種	手付者名 (「索引」)	林 (三弦)	林 (箏)	千重	千重 (箏)
初篇 1	やまとふみ	長歌物 (手)	(前) 津山檢校			2	河原崎檢校
2	閑盡し	長歌物	藤林勾当			2 (3)	(河原崎檢校)
3	玉のうてな	手事物	松浦檢校・八重崎檢校	松浦檢校	八重崎檢校	3	八重崎檢校
4	いけつくし	× (長)	深草檢校				
5	有馬ふじ	× (芝)	柳山小四郎、戸間瀬檢校改調				
6	桜盡し 替	長歌物	〈佐山檢校〉			5替	八重崎檢校
7	富士太鼓	謡い物 (手)	藤尾勾当				
8	新浮舟	手事物	松浦檢校・八重崎檢校	松浦檢校	八重崎檢校		
9	八たん 替	〔箏曲, 段物〕	〈津山檢校〉・〔八橋檢校〕				
10	みたれ 替	〔箏曲, 段物〕	〈深草檢校〉・〔八橋檢校〕				
11	逆六段	×〔箏曲〕	〔杉山勾当〕			2	杉山勾当
12	出口の柳	祭文物	杵屋長五郎			2	作者しらず
13	六段わんぼ	長歌物 (手)	岸野次郎三			5本	作者不知
14	うきね	長歌物	朝妻檢校			3	河原崎檢校
15	残月	手事物	峰崎勾当				
16	篝火	× (手)	光崎檢校・八重崎檢校	光崎檢校	八重崎檢校		
17	四季の雪	手事物 (長, 謡)	国山勾当				
18	つゝし	長歌物	佐山檢校				
19	七小町	手事物	光崎檢校・八重崎檢校	光崎檢校	八重崎檢校		
20	やゑ霞	長歌物 (手)	継橋檢校			(1)	(作者しらず)

表3 (つづき)

篇, 曲順	曲名	曲種	手付者名 (「索引」)	林 (三弦)	林 (箏)	千重	千重 (箏)
二篇 1	さかき	手事物		藤崎検校	八重崎検校		
2	末のちぎり	手事物	松浦検校・八重崎検校	松浦検校	八重崎検校	2	浦崎検校
3	さころも	手事物(長)	市川検校				
4	波まくら	× (長)	朝妻検校				
5	うちめぐり	手事物	松浦検校・八重崎検校	松浦検校	八重崎検校	3	八重崎検校
6	四季の詠	手事物	松浦検校	松浦検校	八重崎検校	2	八重崎検校
7	紅葉盡し	長歌物	(前) 津山検校			3	河原崎検校
8	山うば 替	芝居歌物 (謡)	〈沢野九郎兵衛〉			5替	浦崎検校
9	六段恋慕 替	長歌物 (手)	〈岸野次郎三〉			5替	浦崎検校
10	里のおかつき	手事物	松浦検校・浦崎検校	松浦検校	浦崎検校	2	浦崎検校
11	きふね	長歌物	藤林検校			5本	河原崎検校
12	越後獅々	手事物	峰崎勾当			3	八重崎検校
13	吼噓	芝居歌物	岸野次郎三			5本	さくしやしらす
14	八島 替	謡い物	〈(尾州) 藤尾勾当〉			5替	八重崎検校
15	明月	長歌物	深草検校				
16	かんたん	謡い物 (長)				5本	作者しらす
17	哥れんぼ	[箏曲]				2	河原崎検校
18	きねた	手事物	佐山検校				
19	鳥おひ	手事物					
20	薄月夜	×	光崎検校	光崎検校			

表3 (つづき)

篇、曲順	曲名	曲種	手付者名(「索引」)	林(三弦)	林(箏)	千重	千重(箏)
三篇 1	若菜	手事物	松浦検校・八重崎検校	松浦検校	八重崎検校		
2	羽つくし	長歌物	歌木検校			2	土岐吟女
3	深夜の月	手事物	松浦検校	松浦検校	浦崎検校		
4	夏景色	×(長)	深草検校			1	河原崎検校
5	新青柳	手事物	石川勾当・八重崎検校		石川勾当		
6	善知鳥	芝居歌物(謡)	杉本為三				
7	邯鄲 替	謡い物(長)					
8	冬草	長歌物	深草検校			5替	八重崎検校
9	松竹梅	手事物	三津橋勾当		三津橋勾当	1	作者しらす
10	鎌倉八景	長歌物	朝妻検校			(3)	(浦崎検校)
11	吾妻獅々	手事物	峰崎勾当			3	浦崎検校
12	あづさ	芝居歌物	(尾州) 某			(2)	(河原崎検校)
13	さかの春	手事物(長)	松浦検校			3	浦崎検校
14	貴舟 替	長歌物	〈藤林検校〉			5替	八重崎検校
15	鉄輪	謡い物				1	河原崎検校
16	新都獅々	長歌物	松浦検校・八重崎検校	松浦検校	八重崎検校		
17	西行桜	手事物(長, 謡)	菊崎検校			3	八重崎検校
18	玉河	手事物(長)	国山勾当			3	富士谷大人
19	三たん獅々	手事物(長)	佐山検校				
20	常世の曲	[箏曲]	[藤谷勾当/富士谷御杖]				

表3 (つづき)

篇, 曲順	曲名	曲種	手付者名(「索引」)	林(三弦)	林(箏)	千重	千重(箏)
四篇 1	吼囃 替	芝居歌物	<岸野次郎三>			5替	浦崎檢校
2	さよまくら	×(手)	菊岡檢校・八重崎檢校	菊岡檢校	八重崎檢校		
3	むしの音	手事物	(尾州) 藤尾勾当			2	吉崎檢校
4	三段獅々 替	手事物(長)	<佐山檢校>				
5	葵の上	芝居歌物(謡)	木ノ本屋巴遊			1	河原崎檢校
6	浮舟咄し	手事物	松島勾当			2	浦崎檢校
7	道成寺	芝居歌物(謡)	岸野次郎三			3	八重崎檢校
8	鎌倉八景 替	長歌物	<朝妻檢校>			(3)	(浦崎檢校)
9	娘道成寺 替	手事物	<菊岡檢校>				
10	きやり	長歌物	佐山檢校			2	作者しらす
11	八重霞 替	長歌物(手)	<継橋檢校>			(1)	(作者しらす)
12	粹 替	芝居歌物	<<尾州) 某>			(2)	(河原崎檢校)
13	岩根のまつ	×(長)	市川檢校				
14	梅かえ	謡い物	戸川檢校				
15	関盡し 替	長歌物	<藤林勾当>			(3)	(河原崎檢校)
16	鶴の浦	×	菊山檢校・八重崎檢校	菊山檢校	八重崎檢校		
17	新松風 替	謡い物					
18	三ツ山	手事物	光崎檢校・八重崎檢校	三ツ崎檢校	八重崎檢校		
19	三ツれんぼ	手事物	松浦檢校				
20	滝つくし	長歌物	小野村檢校				

へくで括った。「索引」に記載されない曲の曲種と手付者名については「」で補った。「/」は異説を示す。「林」は『新うたのはやし』を示し、同書に記載される三弦および箏の手付者名を記した。同書では右側に三弦手付者、左側に箏手付者を列記しており、一部疑問に思われる曲もあるが(《新青柳》)、そのまま記載した。「千重」は『千重之一重』を示し、その収録巻数と箏手付者名を記した。『千重之一重』第五巻収録曲については、本手と替手の別も示した。『千重之一重』には一種、「乱曲箏譜目録」には二種の旋律が掲載される曲(後述)については、どちらと対応するかが不明であるため、収録巻数と箏手付者名の両方に()を付けた。

(2) 掲載曲の特徴

現行しない《いけつくし》《有馬ふじ》《逆六段》《篝火》《波まくら》《薄月夜》《夏景色》《さよまくら》《岩根のまつ》《鶴の浦》の一〇曲が含まれており、これらは天保期までは演奏されていたと推定できる。曲種は手事物が最も多く、長歌物がそれに続く。《八たん 替》《みたれ 替》《逆六段》の段物、《歌れんほ》および同曲との合奏が行われる《常世の曲》を含み、地歌系箏曲以外の曲も収録されている点は興味深い。前述のように「乱曲」には三弦との合奏が行われる曲といった意識があると推測するが、地歌系箏曲以外のこれらの曲では、箏による合奏が行われる。したがって、楽器は何であれ、合奏を行う曲が「乱曲」に含まれると解釈した方が適当だろう。

「乱曲新譜目録」掲載曲を『千重之一重』収録曲に比較すると、『千重之一重』が五七曲(註)に対し、「乱曲新譜目録」掲載曲は一〇〇曲、かなりの大部であったことがわかる。「乱曲新譜目録」のみに掲載される曲の特徴は指摘できない。一方、『千重之一重』のみに収録される曲を「表1」で参照すると、そのほとんどが端歌物である。端歌物の箏への移曲を好まなかったのか、伝承していなかったのか、理由はわからないが、『乱曲新譜』では端歌物が避けられたと考えてよい。

(c) 「替」と記される曲

「替」とは、『千重之一重』第五巻の用例(「替手」「かへ手」「かへて」と同様、「本来の手と取り換えて弾く手」と解釈できる¹⁶⁾。原曲の地歌から箏に移曲した旋律が二種ある場合に、後に成立した旋律が「替」である。化政期の京都においては、浦崎検校や八重崎検校といった箏を得意とする盲人達が、地歌への箏の手付を盛んに行った。それらの曲には、先輩や同輩の作った地歌に最初の箏の手付を行った例もあれば、既存の箏の旋律がありながら改めて別の手付を行った例もあった。『千重之一重』および「乱曲新譜目録」に掲載される「替」「替手」は、後者の経緯を示すものである。

ところで、化政期までに作られた箏の旋律は三弦に対してベタ付(ほぼ同旋律)になっているのに対し、化政期に作られた箏の旋律は異旋律となっている場合が多い。この「異旋律」という様式は「替手式」と呼ばれている。この場合の「替手」とは、本手と替手による同種楽器合奏の「替手パート」を指している。そして、その替手パートに見られる音楽様式を「替手式」と言うのである。したがって、本書や『千重之一重』の「替」「替手」の用法とは異なるが、音楽様式から見れば、化政期の手付である「替」「替手」の多くは「替手式」である。

なお、本書の《八たん》《みたれ》の「替」については、「取り換えて弾く手」ではなく、箏の同種楽器合奏において、替手パートが演奏する旋律を指すともみなし得る。しかし、《八たん》と《みたれ》のいずれにも、雲井調子と平調子の二種類の箏の替手がある。どちらの平調子の替手も手付者は八重崎検校と伝えられている。「乱曲新譜目録」は曲名のみを記すため、二曲の「替」の調子はわからない。断定はできないが、この二曲についても、すでにあった箏の替手を念頭に、それと「取り換えて弾く手」という意味での「替」と解釈することが可能である。

『千重之一重』と「乱曲新譜目録」では「替」「替手」があるとすると曲目に若干の違いが見られる。先に成立した旋律を「本手」と呼んで整理すれば次のようになる。

A 両書ともに本手と替手の二種を示す曲

《六段恋慕》《吼噓》《邯鄲》《貴舟》

B 『千重之一重』は二種、「乱曲新譜目録」は一種（替）を示す曲

《桜盡し》《八鳥》《山うば》

C 「乱曲新譜目録」は二種、『千重之一重』は一種¹⁷を示す曲

《閑盡し》《八重霞》《鎌倉八景》《梓》

D 「乱曲新譜目録」のみが二種の旋律を示し、『千重之一重』には無い曲

《二段獅々》

E 「乱曲新譜目録」のみが「替」の旋律を示し、『千重之一重』には無い曲

《八たん》《みたれ》《娘道成寺》《新松風》

これらの曲はいずれも、天保期において、箏の旋律を二種有したことを示している。しかし、BCのように一種のみを収録する例があるのは、先に成立した旋律が次第に演奏されなくなっていく経緯を投影するものであろう。ここに挙げられた曲には、現在では一種の箏の旋律のみ伝わるものが少なくない。

(4) 「乱曲新譜目録」から推定できる作曲年代

「索引」は、地歌の作曲年代を推定する資料として活用されてきた。歌本類への収録は、その歌本成立以前に曲が作られたことを示す証拠と言えるからである。「乱曲新譜目録」も同様に活用することができる。作曲の下限として「索引」から従来導かれていた年代を、さらに遡ることが可能になる。そこで、「乱曲新譜目録」掲載曲に対して、こ

ここでは次の手順をとることにする。

手順①…「乱曲箏譜目録」成立年が、「索引」で初出とする歌本に先行する曲の抽出

手順②…上記のうち『千重之一重』にも掲載される曲の抽出

手順③…『葛原勾当日記』¹⁸⁾における初出年が、「乱曲新譜目録」『千重之一重』成立年よりも古い曲の抽出

『乱曲新譜』を含む『彈箏新譜』は、本書序文により、序文が記された一八三五年（天保六）以前に成立したと考えてよい。したがって、まず手順①の該当曲については一八三五年以前の作曲と判断できる。しかし、このうち『千重之一重』に収録される手順②の該当曲は、『千重之一重』が刊行された一八三三年（天保四）以前の作曲となる。

さらに、『葛原勾当日記』に右記①②よりも古い年代の教習記録がある手順③の該当曲は、その教習年を作曲の下限とみなすことができる。

まず、手順①より導かれる曲には、『新うたのはやし』（一八七〇・明治三）初出の《篝火》《さよまくら》《鶴の浦》《三ツ山》²⁰⁾がある。これらはいずれも『千重之一重』には掲載されていない。『葛原勾当日記』による手順③に該当するのは、箏と三弦の手を一八三一年（天保二）八月一三日に教えたとする《篝火》である。

また、『新增大成糸の節』（一八三六・天保七）初出の《玉のうてな》《新浮舟》《末のちぎり》《里のあかつき》《薄月夜》《若菜》《三ツれんほ》も手順①に該当する。このうち《玉のうてな》《末のちぎり》《里のあかつき》は『千重之一重』に収録されている。『葛原勾当日記』では、手順③に該当するものとして、《新浮舟》に一八二九年（文政一二）、《末のちぎり》に一八二七年、《里のあかつき》に一八二八年、《薄月夜》に一八三二年、《三ツれんほ》に一八二七年の教習記録がある。

さらに、「索引」で『新大成系の節』（一八一四・文化一一）の初出とする《七小町》《新青柳》《新都獅々》についても、右記手順を検討する必要がある。京都系地歌の歌本である『糸の節』には、『琴線和歌の糸』（一七五一・寛延四）をもとにして、『新曲糸の節』（一七五七・宝暦七）、『大成系の節』（一七九四・寛政六）、『新大成系の節』（一八一四・文化一一）、『新增大成系の節』（一八三五・天保六）（一八三六・天保七）などの増補版が出されている。しかし、それら全ての伝本が存在する訳ではない。文化版の『新大成系の節』も現所在は不明である。そのため、「索引」作成時には便宜的に、天保七年版『新增大成系の節』の「新」の部に含まれる曲を文化版での増補曲、「増」の部に含まれる曲を天保七年版での増補曲とみなす処理が行われた。前述の《七小町》《新青柳》《新都獅々》は「新」の部に属し、それゆえに文化版での初出曲となったのである。ところが、「索引」作成時には対象とされていなかった天保六年版には、これらの曲は収録されていない。つまり、これらの曲についても、天保七年版の増補曲である可能性が高いという²¹。こうしたことから、これら三曲も手順①の該当曲と言える。『千重之一重』には三曲ともに掲載されていない。『葛原勾当日記』では、『七小町』に一八三二年の教習記録があり、手順③に該当する²²。

以上の結果をまとめると次のようになる。()内は、手順①～③より導かれた最も古い年代を示している。

手順③の該当曲

《篝火》（一八三一）、《新浮舟》（一八二九）、《末のちぎり》（一八二七）、《里のあかつき》（一八二八）、《薄月夜》（一八三二）、《三ツれんぼ》（一八二七）、《七小町》（一八三一）

手順②の該当曲（手順③の該当曲を除く）

《玉のうてな》（一八三三）

手順①の該当曲（手順②・③の該当曲を除く）

《さよまくら》《鶴の浦》《三ツ山》《若菜》《新青柳》《新都獅々》(以上は一八三五)

この中で『新浮舟』『末のちぎり』『里のあかつき』『三ツれんほ』『玉のうてな』『若菜』『新都獅々』の七曲は松浦検校の作曲による。松浦検校の没年は一八二二年であることから、右記の年代を下限とすることはできない。それ以外は、現時点における作曲年代の下限を特定できたことになる。

なお、『花のひびき』『千重之一重』および「乱曲箏譜目録」は、箏の旋律の作曲年代を推定できる資料でもある。

『花のひびき』収録曲は一八〇九年以前、『千重之一重』収録曲は一八三三年以前、「乱曲箏譜目録」収録曲は一八三五年以前に箏の旋律が成立していたと判断できる。ただし、たとえば『篝火』は、前述のように、『葛原勾当日記』に楽器の別を明記して教習記録を残すので、一八三一年を箏の旋律の作曲年代の下限とみなしうる。このように、箏の旋律の作曲年代の下限を、『花のひびき』『千重之一重』および「乱曲箏譜目録」以外の資料から特定できる曲もあるが、ここでは省略する²³⁾。

四 『箏曲示例』の楽譜

1 《大和文》

(1) 詞章

詞章は次の通りである。漢字表記、濁点、句読点は適宜追加した。また、間奏部分を示す「(合)」「(手事)」も加えた。

君が代は、尽きじとぞ思ふ神風や、御裳濯川の澄まん限りは、されば神代の始めにて、末久方の君の道、今も絶えせじ古へは、未だ天地分かずして、雌雄の形も分かたねば、ただ鳥の子の如くにて、くゞもりきざしふくむなり、澄みて清きは天となり、重く濁るは土となる、二つの神の現れて、みとのまくばひありしとや（合）。

天照神のこの国に、降りまします すべらぎの、末絶えぬ世ぞ畏けれ、天照神のその昔（合）、岩戸にこもり給ひしに、数多の神の嘆きつゝ、岩戸の前に舞い歌い、神楽を奏し給ひける。（手事）

神はその時面白やと、岩戸を開き給ふより、月日の影ぞ明らかに、峰高き、春日の山に出づる日は、曇る時なく照らすべらなりと、詠みしも更に理や、宝祚は幾代、なほも尽きせじ。

『大和文』は一七八一・天明二年の『歌系図』に初出し、その後の歌本類の詞章には若干の異同がある。ここでは、同時代における異同を確認する意味で、『千重之一重』との比較にとどめる。網掛の部分は、現行および『千重之一重』との違いが見られる部分である。「分かたねば」は『千重之一重』では「わかたねば」、「ありしとや」は現行では「ありし時」、「降りまします」は『千重之一重』では「くだしたまひし」、「すべらぎ」は『千重之一重』と現行では「すめらぎ」、「世ぞ」は『千重之一重』では「よこそ」、「奏し給ひける」は『千重之一重』では「そうしたまひけり」、「出づる日は」は現行では「出づる日の」となっている。総じて、『千重之一重』よりも本書の方が、現行に近い。

なお、本書における詞章は歴史的仮名遣いで表記されているが、実際の発音や音便も片仮名を用いて併記してある。実用の便を配慮する姿勢と読みとることができる。

(2) 旋律

楽譜の上部に、原曲の三弦手付者は京都の津山検校（一七五五年登官）、箏の手付者は河原崎検校（一八四二年登官）と記されている。『千重之一重』にも河原崎検校作曲とする箏の旋律が掲載されている。両旋律を比較すると、異なる部分がある。（譜1）の2小節目のように現行のみが異なる場合、9〜10小節目のようにそれぞれが異なる場合、11小節目のように『千重之一重』が若干異なる場合など、様々である。即興的な入れ手に発すると思われる「替手式」の部分に多く、それゆえに、伝承の多様化を生んだ

現行 三弦

現行 箏

『箏曲示例』箏

『千重之一重』箏

現行 三弦

現行 箏

『箏曲示例』箏

『千重之一重』箏

現行 三弦

現行 箏

『箏曲示例』箏

『千重之一重』箏

譜1 《大和文》前歌より

ものと推測する。しかし、一般的に見れば、両書および現行の旋律は類似している。

ただし、押し手については違いがある。「表2」にあるように、本書では押し手を「ア」「チ」「チ、」の三段階に分けている。実際の音程は明記されていないが、この三種を現行における半音の押し手、全音の押し手、一音半の押し手の三段階に対応すると考えた場合、本書における半音の押し手が、現行における全音の押し手となっている場合が多い。同様に、『千重之一重』の半音の押し手（「一重ぎん押色」）についても、現行では全音の押し手となっている例が多い。

〔譜1〕では、半音の押し手によって出された音の上部に「#」、全音の押し手によって出された音の上部に「x」を記した。現行における「x」に対応する音の多くが、本書および『千重之一重』では「#」になっている。たとえば、4、5、8、12小節目に指摘できる。押し手を伴う音の多くはテトラコルド（四度枠）の中間音である。したがって、現行の押し手の方が、テトラコルドの上をなす格音への上行的性格を強めている。この音感覚の違いを、天保期と現代の音感覚の違いに拡大して捉え得るかどうかについては、本書からのみでは結論できないが、興味深い。

なお、現行では手事の途中で六（楽譜中のGの音）を半音上げ、その後再び六を下げて演奏する部分がある。しかし、本書では調弦を替えずにこの部分に対応する。したがって、六については、現行において押し手を伴わない音を、本書では半音の押し手で演奏し、現行における半音の押し手を、本書では全音の押し手で演奏する。調弦の違いによる押し手の用い方の差異であるが、結果的には同じ旋律である（〔譜2〕）。

現行 箏

『箏曲示例』 箏

譜2 《大和文》手事より

2 《篝火》

(1) 詞章

『新うたのはやし』との異同部分を網掛にして示す。表記は《大和文》と同様である。

空にたつ煙は恋の重荷ぞと（合）、燃ゆる思ひの炎につれて、恋しき人の慕はしく（合）、遣る瀬の波の（合）葦
小舟（合）、焚く篝火の（合）絶え間もあらば（手事）

棹のさす手のつゆ諸共に（合）、うつる姿のなほゆかしさに、舳ひの綱をしめておく。

「うつる」が『新うたのはやし』では「落つる」となっている以外に、異同はない。『新うたのはやし』には、作詞者を機樹園露楓と記している。

(2) 旋律

調弦は半雲井調子による。本書の楽譜を現行の家庭音楽会式縦譜に直して示す（譜3）。歌については本書の楽譜に指定がある部分のみを記した。すなわち、歌詞の発音と音高の両方が明記されている場合にはそれらを示し、歌詞の発音のみが示されている場合には音高を記していない。前述のように、音高の指示がない場合の多くは、箏の音高と同様であったと推定できるが、敢えて推定の音高を記すことを避けた。歌詞の発音を引き延ばして音高を変える場合、すなわち歌詞の発音を示す文字がなく音高のみが記されている箇所については、現行の記譜法にしたがって、出発点となる歌詞の発音から傍線をのばし、音高の変化する部分には生み字（「ア」「イ」「ウ」「エ」「ヨ」）を補った。

引き延ばし部分における音高の変化については、全てを記譜していない場合が多い。したがって、その場合にも、敢えて推定の音高を補わずに、指示のある部分のみを傍線でつないで示した。

押し手については「ア」と「チ」の両方の記号が使われており、現行譜に直す際には、前述のように「ア」を半音の押し手、「チ」を全音の押し手とみなした。すなわち、本書の「ア」は現行譜の「ヲ」（半音の押し手）、本書の「チ」は現行譜の「オ」（全音の押し手）とした。半音の押し手がほとんどである。ただし、後押し（本書の「エ」「ケ」）については、音を弾いたあとに全音上に余韻を変化させる手法と解釈した。すなわち、本書では「エ」を「ヲシトマル」、「ケ」を「ヒバキヲラス」と説明するのみで、その際に変化させる音程についての指示がない。しかし、同時に進行する歌の音高、前後の音との関係から判断した結果、全音上への余韻の変化と考えるのが適当と判断した。したがって、〔譜3〕には「オ」の記号を用いた。たとえば、〔譜3〕の五行目四小節目、歌詞が「はーアー」とある部分の「オ」がその例である。

手事では長く掛合が続き、掛合における対応旋律も記されている。手事以外にも短い間奏が見られ、器楽性の強い作品と言える。廃絶曲であるため三弦の旋律はわからないが、『新うたのはやし』には、三下りではじまり、手事で二上りに調子を替える旨が記されている。

なお、この曲と同様に、光崎検校（一八二二年登官）が原曲の三弦を手付けし、師の八重崎検校（一七七六？／＼八五？～一八四八）が箏を手付けしたものに《七小町》と《三ツ山》がある。その二曲に比較すると、曲の規模は小さく、調子替えも少ない。

おわりに

本書の楽譜および本書に掲載される「乱曲箏譜目録」からは、天保期における箏曲の一端が明らかになった。楽譜は専門家ではない晴眼者が使用するものであることを考える時、本書の存在は、素人層における箏曲享受の広がりを示唆するものである。化政期から天保期においては、八重崎検校など、箏を得意とする盲人の専門家が、既存の旋律とは異なる「替」も含め、「替手式」の箏の手付けを盛んに行った。それらを教習する素人層の技術も向上していたと解釈できる。そして、同時期に成立した『千重之一重』と本書の収録曲種や記譜法が異なっていたことは、素人層における楽譜の需要に対して、自由に対応できる環境があったことを示すものでもある。『一部新譜』『部外新譜』『乱曲新譜』を合収する『弾箏新譜』の所在が不明であることは残念なことであるが、その一部として成立した本書が現存する史料の意義は決して少なくないと言えるだろう。

〔付記〕 本書を執筆するにあたっては、資料の閲覧や解釈について、福島和夫先生、中井猛先生、尾高暁子さんに暖かいご教示を頂きました。末尾ながら、心より御礼申し上げます。

注

(1) 地歌・箏曲の文献を網羅的に扱う平野健次編「地歌・箏曲文献目録」〔『箏曲と地歌』、音楽之友社、一九六七〕にも掲載されていない。

(2) 地歌の三弦の旋律を箏に移した曲。地歌移曲箏曲とも言う。

(3) 読み下し文作成にあたっては、尾高暁子氏のご教示を賜った。

- (4) 藤田徳太郎「安村流箏の免状」(『三曲』一六〇号、一九三五年七月)に翻刻される安村流箏曲の伝授巻物。同様の表現は「八橋流生田派箏免許之巻」(『地歌・箏曲の免状』目録)口絵三頁、財団法人宮城道雄記念館、一九九四)、大阪菊筋の生田流箏曲伝授書(平野健次『三味線と箏の組歌』七九〜八三頁に翻刻、白水社、一九八七)などにもある。
- (5) 八橋検校の十三曲に、後に作られた新組を加えて、四二曲とする。
- (6) 中塚竹禅『琴古流尺八史観』(日本音楽社、一九七九)一六九頁に紹介されている。
- (7) 書名は上野学園日本音楽資料室蔵の題簽題による。同資料室には二種があり、一つは天和二年版の文政二年再刊本(題簽あり)、もう一つはこれと同版ながら刊印を持たないもの。平野健次文庫には、文政四年再刊本がある。
- (8) 上野学園日本音楽資料室蔵。宮城道雄記念館吉川文庫蔵『箏組歌集(仮称)』、国立国会図書館蔵『ことうた』と同版。
- (9) 平野健次、久保田敏子「箏組歌本と砧物——音楽文献学的考察としての試論——」(『東洋音楽研究』第三〇〜三三合併号、一九七三)における分類。箏組歌の記譜を「技法注記式」「絃名譜」「五線譜」に三分類する。
- (10) 平野健次文庫蔵本。草笛と箏の合奏用楽譜。記譜はないが三弦との合奏を行う旨も明記する。
- (11) 谷垣内和子「山田の落穂(解題)」(『東洋音楽研究』第五五号、一九九〇)一四七頁。
- (12) 中井猛氏の調査に基づいて、池上慎吾、帯名久仁子両氏が作成したもの。
- (13) 同名で複数の曲がある場合には、詞章がわからないため、厳密には特定できないが、適宜、判断を加えた。たとえば、『娘道成寺』は岸野次郎三作のものではなく、手事を加えた菊岡検校作のものとみなした。
- (14) 『明月』は「現存する地歌・箏曲の曲目総覧」に掲載されていない。しかし、現存曲であることを、中井猛氏よりご教示頂いた。
- (15) 『千重之一重』奥付には「付録 嗣出 二巻」とある。この二巻が加われば曲数が増えることになるが、現所在は確認されていない。
- (16) 「替」「替手」の意味については、拙稿「山田検校の作品における第二面の合奏について——『山田検校自序楽譜集』収録曲を中心に——」(『日本の音と文化』第一書房、一九九四)を参照。
- (17) 『千重之一重』第五巻では、「本手」と「替手」を一組として収録する。第五巻以外には「替手」と指定する曲は無い。しかし、「替手」と指定しない曲が必ずしも、先に成立した「本手」であるとは限らない。かりに「本手」があったとしても、演奏される機会が少ないなどの理由により省略されれば、「替手」には「替手」の表示が不必要になる。したがって、Cの

場合には、『千重之一重』に収録される一種が、「乱曲新譜目録」の二種のどちらであるかを特定できない。(表3)中に(一)を付した理由である。

(18) 『葛原勾当日記』(緑地社、一九八〇)を参照。葛原勾当(一八二一〜一八八二)が自らの考案による木活字で残した、演奏および教習に関する記録。

(19) 序文の記された一八三二年を作曲の下限と考えてよい可能性はある。

(20) 「索引」に扱われない『琴曲新千代の寿』(一八四二)に詞章が掲載されている。

(21) 井口はる菜「地歌唄本『糸の節』類の増補・出版にまつわる一考察——光崎検校〈七小町〉の初出文献をめぐって——」

『歌謡』8号、二〇〇〇)を参照。

(22) 井口氏は、前項の論文において、『七小町』《薄月夜》《三ツ山》の『葛原勾当日記』の初出時期を指摘している。

(23) 『千重之一重』と「乱曲新譜目録」の収録曲、『葛原勾当日記』に箏の教習記録を残す曲は、その時点における箏の旋律の存在が明確な曲である。一方、『琴曲 鶴の声』のように「琴曲」の角書を持つ地歌の歌本の存在は、それらの収録曲が箏でも弾かれていた、箏の旋律も存在していた可能性を示唆している。したがって、箏の旋律の作曲年代の下限を特定するのは難しい。

(24) 中井猛氏より、萩原正吟校閲の楽譜を参照させて頂いた。

(25) 即興的に加える、裝飾性の強い変奏旋律。

五	七	為	〇	九	〇	八	〇	〇
〇	〇	〇	△ _五	〇	〇	〇	△ _五	〇
〇	六	斗	△ _五 八	〇	〇	六	七	〇
〇	〇	〇	〇	サマ カ +	〇	〇	〇	〇
六	七	十	七	九	〇	七	七	〇
〇	〇	〇	七	〇	〇	〇	〇	〇
〇	八	斗	七	十	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	〇	九	〇	〇	為	九	九	〇
〇	△ _九	〇	〇	〇	為	九	九	〇
〇	△ _九 三	〇	〇	〇	為	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	七	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	△ _八	〇
〇	七	人	〇	為	〇	〇	七	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	△ _八 斗	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

斗	七	〇	十	一	六	九	〇	箏
〇	〇	△ _九	〇	〇	〇	〇	〇	火
〇	〇	七	六	斗	七	八	〇	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三
七	〇	七	〇	為	八	〇	〇	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三
〇	〇	〇	五	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

八	七	八	五	輪	九	〇	爲	爲
八	〇	〇	和	斗	八	-2	不	不
九	〇	一	葛	又	九	>3	爲	不
爲	九	二	和	十	十	五	爲	爲
又	九	九	爲	六	六	〇	不	爲
九	〇	九	爲	斗	斗	爲	爲	爲
八	八	十	爲	五	十	〇	爲	爲
又	八	九	斗	斗	斗	爲	爲	爲
九	〇	十	爲	六	六	爲	爲	爲
〇	九	十	爲	斗	斗	爲	爲	爲
九	八	十	爲	五	五	爲	爲	爲
〇	八	十	爲	斗	斗	爲	爲	爲
九	〇	十	爲	斗	斗	爲	爲	爲
八	七	八	爲	九	九	爲	爲	爲
〇	六	七	爲	十	十	爲	爲	爲
九	五	六	爲	十	十	爲	爲	爲
〇	四	五	爲	十	十	爲	爲	爲
九	三	四	爲	十	十	爲	爲	爲
〇	二	三	爲	十	十	爲	爲	爲
九	一	二	爲	十	十	爲	爲	爲
〇	〇	一	爲	十	十	爲	爲	爲
九	〇	一	爲	十	十	爲	爲	爲
〇	〇	一	爲	十	十	爲	爲	爲

九	六	五	爲	斗	九	八	爲	爲
十	七	五	爲	斗	十	八	爲	爲
斗	八	六	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	七	五	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	六	四	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	五	三	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	四	三	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	三	二	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	二	一	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	一	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲
斗	〇	〇	爲	斗	斗	斗	爲	爲

㊦ (ゆい) 33 繼

廿	一	中	八	九	七	一	六
斗	〇	斗	斗	斗	斗	斗	斗
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

廿	十	十	八	五	〇	〇	〇
斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗	斗
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

⑤ (カ) 二 雜

〇	八	六	五六(六)
△	〇	〇	七三
斗	五	六	十
〇	〇	〇	△
十	三(七)	〇	九
〇	〇	△	八
〇	〇	七	〇
〇	〇	六	七
〇	〇	〇	〇
ヲ	〇	一(三)	人
〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	ヲ
〇	〇	〇	〇
五	〇(七)	五	十(八)
〇	〇	〇	人
〇	〇	〇	〇
〇	〇	△	七
〇	〇	△	七

⑦ 舟(つ) 三 楽 詠

[Summary]

On Sokyoku-jirei in the Collection of Kano Bunko, Tohoku University

NOGAWA Mihoko

Sokyoku-jirei in the collection of Kano Bunko, Tohoku University, is an anthology of music scores with a preface written in 1835 and a post-script written the following year. The editor is Kojima Koso. The preface was written by his friend, Fujino Shinzo. According to the preface, it appears that this anthology was made as an excerpt of Danso-shimpu, which was not published because of lack of funds. Danso-shimpu was composed of 14 volumes divided into three groups: 'Ichibu-shimpu' (a collection of scores for *koto-kumi'uta*, a type of musical compositions consisting of several smaller pieces sung to the accompaniment of *koto*), 'Bugai-shimpu' (a collection of scores of treasured pieces of *koto-kumi'uta*), and 'Rangyoku-shimpu' (a collection of scores other than *koto-kumi'uta*). Sokyoku-jirei contains scores of "Yamatobumi" and "Kagaribi" which were compiled in 'Rangyoku-shimpu.' Both songs were originally *jiuta* (songs played to the accompaniment of *shamisen*). Two collections of *sokyoku* scores that were originally *jiuta* has been known: Hanano-hibiki (1809) and Chie-no-hitoe (1833). Sokyoku-jirei has become the third.

Sokyoku-jirei also contains a list of songs collected in 'Rangyoku-shimpu.' This list is important as a historical material in that it enables the identification of the year of composition of *jiuta* in Kyoto in the first half of the 19th century. In addition, since it contains many pieces which are noted "sokyoku version" it is possible to learn the situation under which *jiuta* was changed to *sokyoku* in the first half of the 19th century. Moreover, since, of the two pieces mentioned earlier, the score for "Kagaribi" did not exist, its melody was revealed for the first time through Sokyoku-jirei. It is to be regretted that Danso-shimpu does not exist today, but it may be said that the historical value of its excerpt, Sokyoku-jirei, is extremely great.